

**東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所
における多核種除去設備等処理水の処分に
関する
基本方針の概要**

令和3年7月

廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

1. 復興と廃炉の両立に向けて

(1) 基本的な考え方

- ▶ 被災地の復興は進みつつある一方、今もなお、農林水産業等には風評影響が残る。
 - **政府は、前面に立ち、復興・再生に取り組む責務。**
- ▶ 着実な復興・再生には、「復興と廃炉の両立」を大原則に、廃炉を計画的に進める必要。その一環としてALPS処理水の検討も必要。
- ▶ 今後、燃料デブリの取り出し等には大きなスペースが必要。タンク等が敷地を大きく占有する現状を見直さなければ、今後の廃炉に支障。地元からも、大量のタンクの存在が風評の一因であることや、老朽化、災害リスク等の指摘も。
 - 政府として、**早期に方針を決定する必要。**

(2) 基本方針の決定に至る経緯

- ▶ 専門家が6年以上議論し、2020年2月に報告書を取りまとめ。
 - 技術的に可能な5つの処分方法を検討し、「**海洋放出がより現実的**」と評価。
 - 長期保管については、「タンク増設の余地は限定的」
 - 分離技術については、「直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていない」
 - **IAEAも「科学的根拠に基づく」**と評価。
- ▶ 以降、自治体や農林水産業者等との数百回に及ぶ意見交換や各省副大臣による意見聴取を実施。更に書面による意見募集には4千件を超える意見。その中には、安全性や風評への懸念も。
 - 上記の**専門家による報告書や幅広い方々の意見を踏まえ**、基本方針を決定。

2. ALPS処理水の処分方法について

- 国内での実績がある点やモニタリング等を確実に実施可能とされている点を評価し、海洋放出する方針。
→ IAEAも、「日常的に実施されており、技術的に実行可能」と評価。
- 国際ルールに基づく国内の規制基準（トリチウム濃度等）を遵守し、周辺地域の住民や環境等の安全を確保。
- 国際社会の責任ある一員として、透明性高く、積極的な情報提供を継続。

3. ALPS処理水の海洋放出の具体的な方法

・東京電力には2年程度後を目途に福島第一原発の敷地から放出する準備を進めることを求める。

（1）「風評影響を最大限抑制するための放出方法」

①トリチウム：

- ・濃度：規制基準の1/40（WHO飲料水基準の約1/7）まで希釈。
※既に放出しているサブドレンの排水濃度と同レベル
- ・総量：事故前の管理目標値（年間22兆Bq）を下回る水準とする。

②その他核種：規制基準を下回るまで2次処理。更に上記のトリチウム濃度を満たすため、大幅に希釈。

→ 規制基準を大幅に下回ることで、安全性を確保し、風評を抑制。

（2）「海洋モニタリングの徹底」

- 放出前・放出後のモニタリングを強化。地元自治体・農林水産業者等も参画。
- IAEAの協力を得て、国内外に客観性・透明性を高く発信。

4. 風評影響への対応

- ・東京電力には、風評影響を最大限抑制する対策、賠償により機動的に対応することを求める。
- ・政府は、前面に立ち、一丸となって風評影響を最大限抑制する対策や産業復興等に取り組む。

(1) 「国民・国際社会の理解の醸成」

- ALPS処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信。IAEA等とも協力。

(2) 「生産・加工・流通・消費対策」

- 漁業関係事業者への支援（設備導入など）を継続・拡充
- 福島相双機構、JETRO、中小機構等による販路開拓・販売促進
- 観光誘客促進等の支援、交流人口拡大 など

(3) 「損害賠償」

- 対策を講じても生じる風評被害には、被災者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導。
（被災者の立証負担の軽減、賠償の期間・地域・業種を画一的に限定しない等）

5. 将来に向けた検討

- ・基本方針に定めた事項の実施状況をフォローアップし、必要な追加対策を機動的に実施するため、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（座長：官房長官）」を新設。
- ・トリチウム分離技術については、ALPS小委の報告書などで「直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていない」との評価。
→ 引き続き、新たな技術動向を注視。

新たな関係閣僚等会議の設置について

- ◇ 「ALPS処理水の処分にに関する基本方針」（令和3年4月）に定めた対策について、政府一丸となつて、スピード感を持って、着実に実行していく。
- ◇ 更に、自治体や漁業者を始めとする事業者、消費者など影響を受け得る方々の声をしっかりと受け止め、機動的に、必要な追加対策を検討し、実行していく。

廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

令和3年4月13日 ALPS処理水の処分方針を決定

設置

ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

(実行会議)

議長：内閣官房長官

副議長：経済産業大臣 事務局長：経済産業副大臣

構成員：内閣官房副長官、他関係省庁大臣

1. 基本方針に定めた対策を着実に実行
・進捗のフォローアップ

2. 自治体・事業者等の影響確認

3. 新たな課題の抽出

4. 追加的な対策の検討

ワーキンググループ
によるヒアリング

報告・調整

連携

風評対策タスクフォース
(復興大臣、関係省庁)

モニタリング調整会議
(環境大臣、原子力規制庁、関係省庁)

東京電力

原子力損害賠償紛争審査会
(文部科学省)

(参考) ワーキンググループの設置

◇風評の影響を受けうる方々の状況や課題を随時把握するため、実行会議の下に、経済産業副大臣を座長とする関係省庁によるワーキンググループを新設。

◇ワーキンググループの役割は、以下の通り。

- ①：自治体・各業界などへのヒアリングの実施（現地訪問も含め、複数回）
- ②：有識者・専門家への意見聴取やアンケート調査
- ③：上記をとりまとめた上で、対応すべき課題や必要となる対策を実行会議へ報告

ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた 関係閣僚等会議（実行会議）

議長：内閣官房長官

構成員：経済産業大臣（副議長）、内閣官房副長官、関係省庁大臣、
経済産業副大臣（事務局長）、原子力規制委員長

ワーキンググループ

座長：**経済産業副大臣**

構成員：関係省庁（副大臣以下）

（主な対応事項）

- ・ 実行会議の対策検討に向けた調査
- ・ 調査結果を踏まえた素案の検討 等

今後の進め方と主なスケジュール

- ◇ 5月以降順次ワーキンググループを開催し、ヒアリング等を実施。直近に対応すべき課題を整理。
- ◇ 更に、消費者等の状況の確認も進め、年内を目途に中長期的な取組みの行動計画を策定。

● 第1回実行会議（今後の進め方の確認・論点整理）（4月16日（金））

→自治体や各業界に対して、基本方針に関する説明を徹底。

5月以降順次
実施中



● 第1回ワーキンググループ（5月31日（月））

→福島県庁、J A福島中央会、福島県漁連等、福島県内の関係団体からヒアリングを実施。

● 第2回ワーキンググループ（6月7日（月））

→宮城県庁、宮城県漁協等から宮城県内の関係団体ヒアリングを実施。

● 第3回ワーキンググループ（6月25日（金））

→茨城県庁、茨城沿海地区漁連等茨城県内の関係団体からヒアリングを実施。

● 第4回ワーキンググループ（6月29日（火））

→福島県商工会連合会、福島県森林組合連合会等、福島県内の関係団体からヒアリングを実施。

● 第5回、第6回ワーキンググループ（7月9日（金））

→日本商工会議所、日本チェーンストア協会等の全国団体からヒアリングを実施。

→北海道庁、青森県庁、岩手県庁からヒアリングを実施。

※その他必要に応じて開催。

● 第2回実行会議（課題の抽出、当面の対応の整理）（夏頃）

→ワーキンググループや風評対策タスクフォース等の調査や議論を踏まえ、課題を整理し、必要な対策の中間取りまとめを実施。

順次対策を追加。

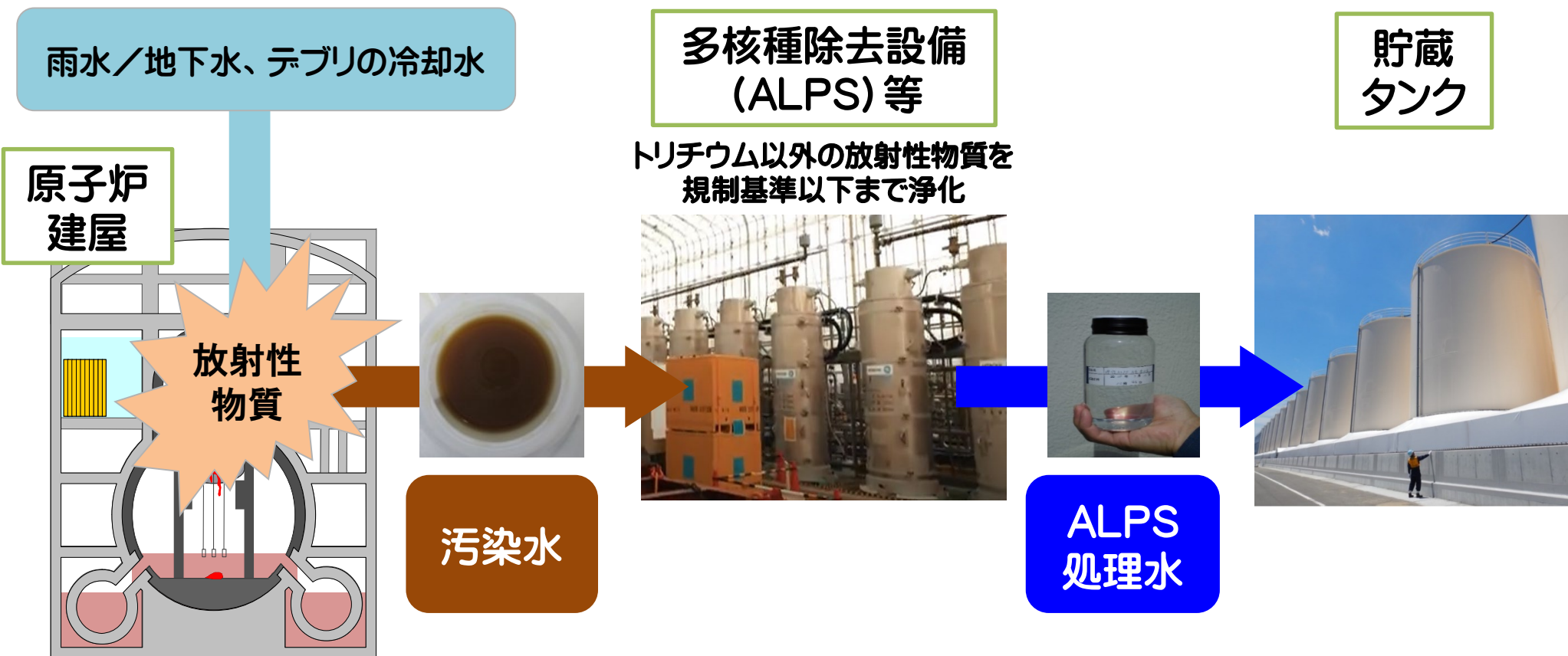
● 第3回実行会議（放出後も含めた「行動計画」の策定）（年内）

※以降、定期的に進捗管理や追加対策の検討。

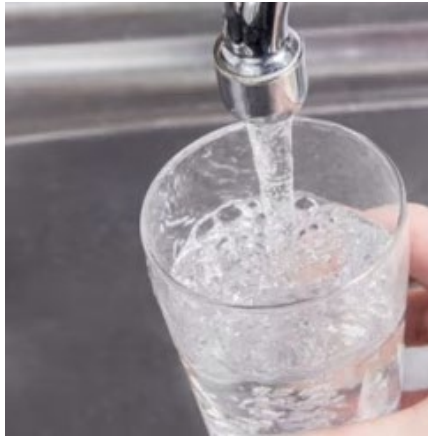
補足説明資料

ALPS (アルプス) 処理水 とは？

- ◇ 事故で発生した放射性物質を含む汚染水を浄化して、トリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで浄化処理した水が「**ALPS処理水**」。
- ◇ 一連の浄化処理により、例えば、セシウムは放射能濃度を数億分の1に低減。



- ◇ 水素の仲間。雨水、海水、水道水、私たちの身体や自然界にも広く存在。
- ◇ ごく弱い放射線を発するが、紙1枚で防げる程度。体内に入っても蓄積されることはなく、水と一緒に排出される。
- ◇ トリチウムは水素と性質が似ており、トリチウムのみを除去することは非常に難しい。



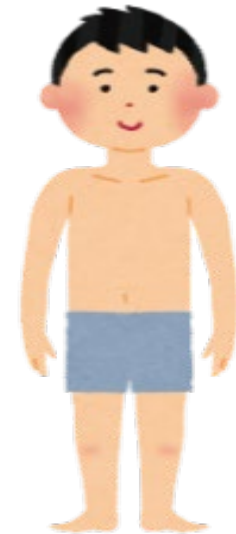
水道水

~1ベクレル/L



雨(日本)

220兆ベクレル/年



人体

数十ベクレル

◇ 現在、福島第一原発では、地下水や雨水などが、建屋内等に溜まる放射性物質に触れることや、燃料デブリ（溶け落ちた燃料）を冷却した後の水が建屋に滞留することにより発生する汚染水について、浄化処理を行い、敷地内のタンクに貯蔵。

汚染水を浄化処理して貯蔵しているタンク群



福島第一原発構内の
タンク貯留水の現状
(令和3年3月時点)

タンク貯蔵量	約125万トン
タンク容量 (2020年末)	約137万トン
処理水増加量	年間約5~6万トン

タンク貯蔵量

125万 トン

= 東京ドーム 1杯分

含まれる
トリチウム水の量
(780兆ベクレル)

● **15** グラム

= 大さじ 1杯分

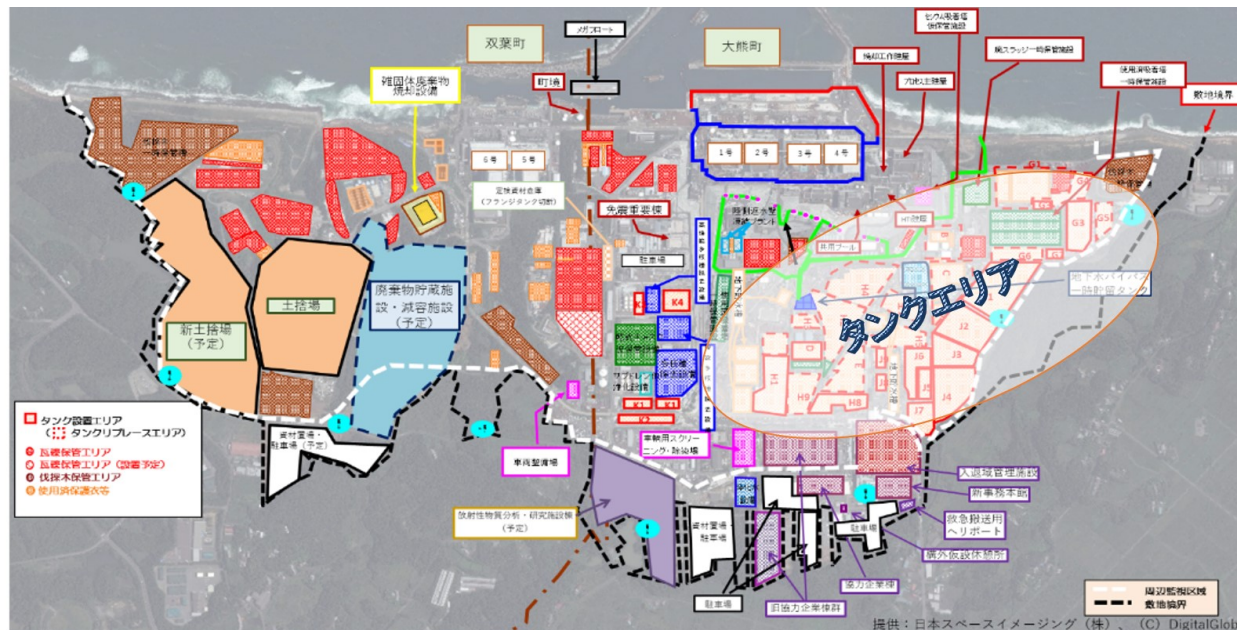


(参考) 福島第一原発の敷地の利用

- ◇ **敷地内の貯蔵タンクの数は1,000基を超え、敷地を圧迫。** 廃炉を計画的に進めるための敷地の確保に支障が生じかねない状況。今後、燃料デブリ取り出しなどを進めていくためには、**敷地を最大限有効に活用する必要。**
- ◇ フランジタンクの解体や、廃棄物処理作業が進むことにより、敷地内に一定の土地が確保できる一方で、廃炉作業を進めていくには、**すでにタンクが建設されているエリアについても、タンク解体を進めて別用途に活用する必要。**

(今後、廃炉作業を進めていくために必要な施設の例)

- ・ 取り出した使用済燃料の一時保管施設
- ・ 燃料デブリの取り出しに必要なメンテナンス施設
- ・ 今後発生する廃棄物を保管するために必要な施設
- ・ 燃料デブリ・放射性廃棄物関連の研究施設
- ・ 作業員が安全に作業に取り組むために必要な施設 など
- ・ 取り出した燃料デブリの一時保管施設
- ・ 燃料デブリ取り出しのためのモックアップ訓練施設
- ・ 様々な試料の分析施設
- ・ 廃棄物リサイクル施設

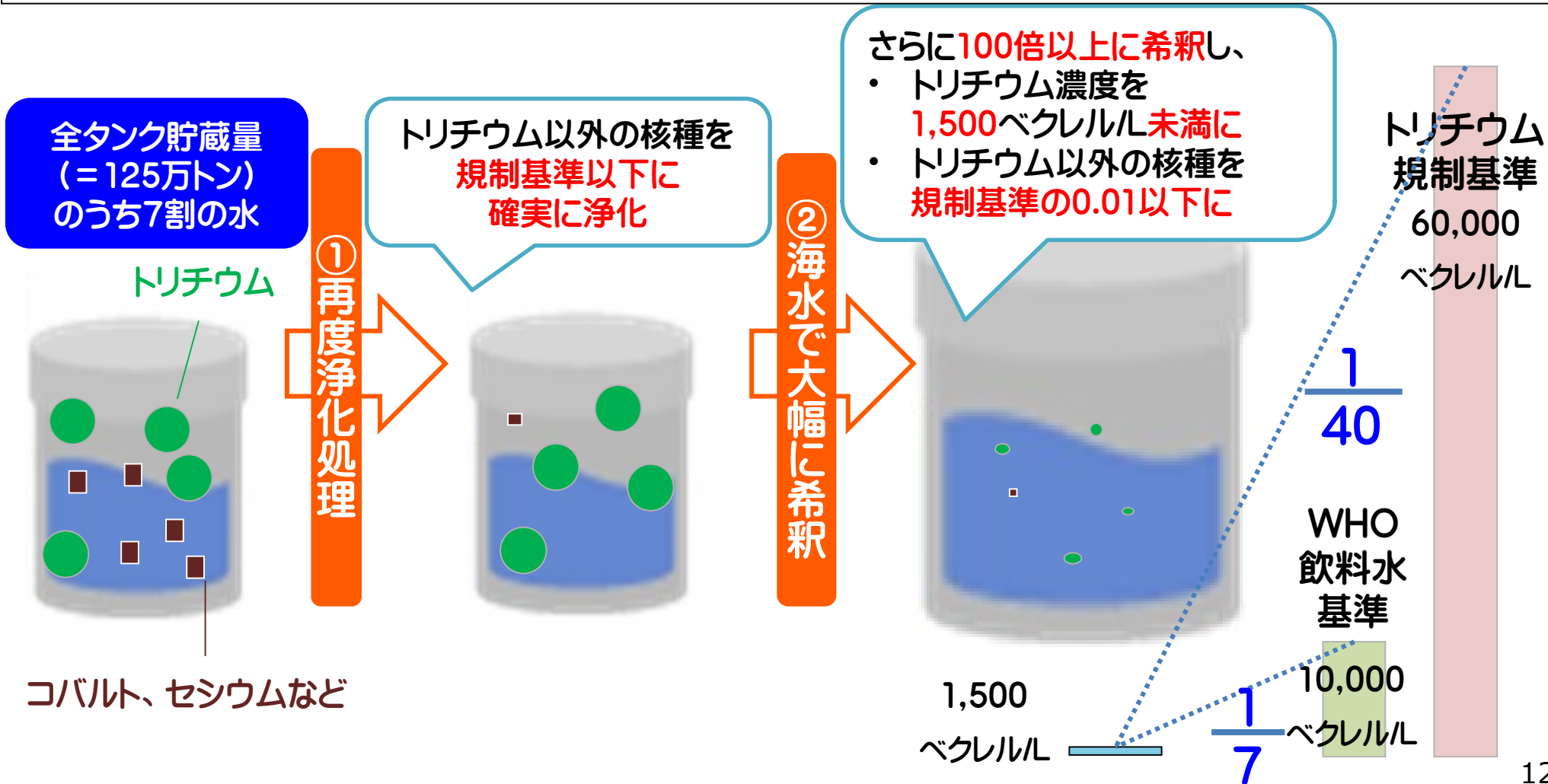


【補足事項】
 ○本配置図は、現状（2017年9月）の敷地の利用状況と現段階の利用計画に基づき作成。
 ○また、将来の廃炉作業の進捗に応じて、施設の設置・廃止が必要となることから、適宜計画の見直しを実施。

ALPS処理水の処分方法 ～海洋放出～

◇ ①トリチウム以外の核種の再浄化、②海水によるトリチウム濃度の希釈により、処理水に含まれる放射性物質の濃度を、規制基準を大幅に下回るレベルにする。

◇ その上で、福島第一原発の敷地から海洋に放出。放出前後の状況を監視（国際機関など第三者が評価・検証）。



◇基本方針に沿って、ALPS処理水を十分に希釈して海洋放出した場合、近隣の住民への追加的な放射線による影響は、トリチウム以外の核種も含めて、日本人が1年間に自然界から受ける放射線による影響の10万分の1未満。

処理水（22兆ベクレル）を海洋放出した場合と自然放射線による放射線影響の比較

1年間に自然界から受ける放射線の影響

2.1 mSv

10万分の1

海洋放出した場合の1年間の放射線の影響

0.0000018~
0.0000207 mSv

※ALPS小委員会で示された原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の手法を用いた試算（ALPS小委員会報告書の結果を放出量に合わせ補正）

身の回りにおける自然放射線



◇ ALPS処理水のトリチウムは、これまでの国内原子力発電所での実績の範囲内 (濃度、放出量)で海洋放出を実施。

◇ 周辺環境や農林水産品等に対しては、現在と同様、安全を確保できる。

→ 放出時のトリチウム濃度は、福島第一のサブドレン等の運用目標：

1,500ベクレル／リットル未満 (※)

※ 排水時の濃度基準は、規制基準やWHOの飲料水ガイドラインよりも十分に低い。

→ 放出する年間トリチウム量は、事故前の福島第一原発の放出管理値：

年間22兆ベクレル未満

【トリチウム濃度に関する基準・運用目標】

	トリチウム濃度
濃度基準 (運用目標)	1,500 ベクレル/L
法令告示濃度	60,000 ベクレル/L
WHO飲料水 水質ガイドライン	10,000 ベクレル/L

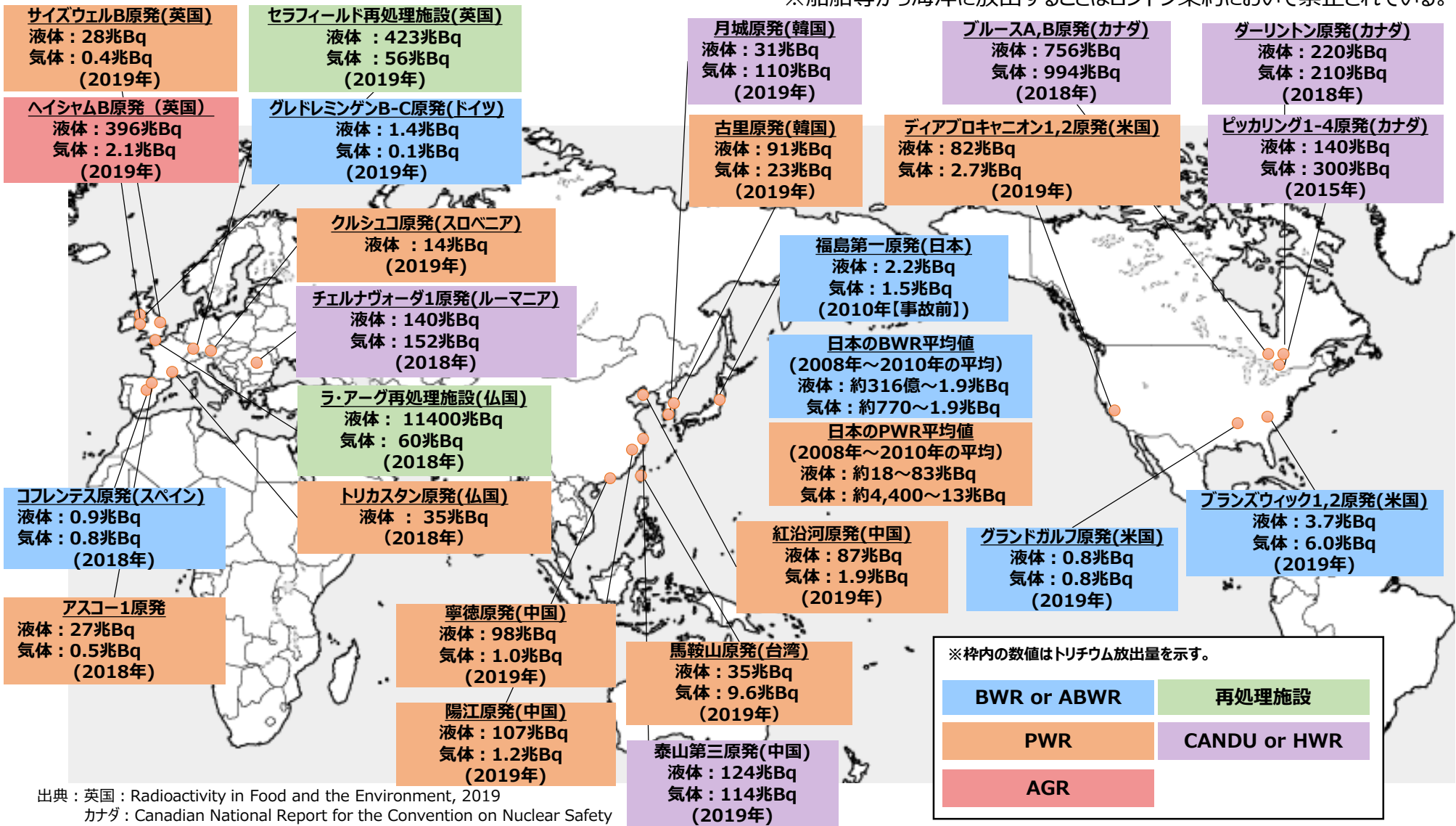
【原子力施設からのトリチウムの液体放出量】

	トリチウム総量
福島第一原発の 放出管理値 (事故前)	22兆ベクレル／年
国内の沸騰水型原発 (2010年度の平均値)	約0.7兆ベクレル／年
国内の加圧水型原発 (2010年度の平均値)	約45兆ベクレル／年
古里原発 (韓、2019年)	約90兆ベクレル／年
ラ・アーグ再処理施設 (仏、2018年)	約1京1,400兆ベクレル／年

(参考) トリチウムの年間処分量 ～国内外の例～

◇ トリチウムは、国内外の原発・再処理施設においても、各国の法令を遵守した上で、液体廃棄物として海洋や河川等へ、また、換気等にもない大気中へ排出されている。

※船舶等から海洋に放出することはロンドン条約において禁止されている。



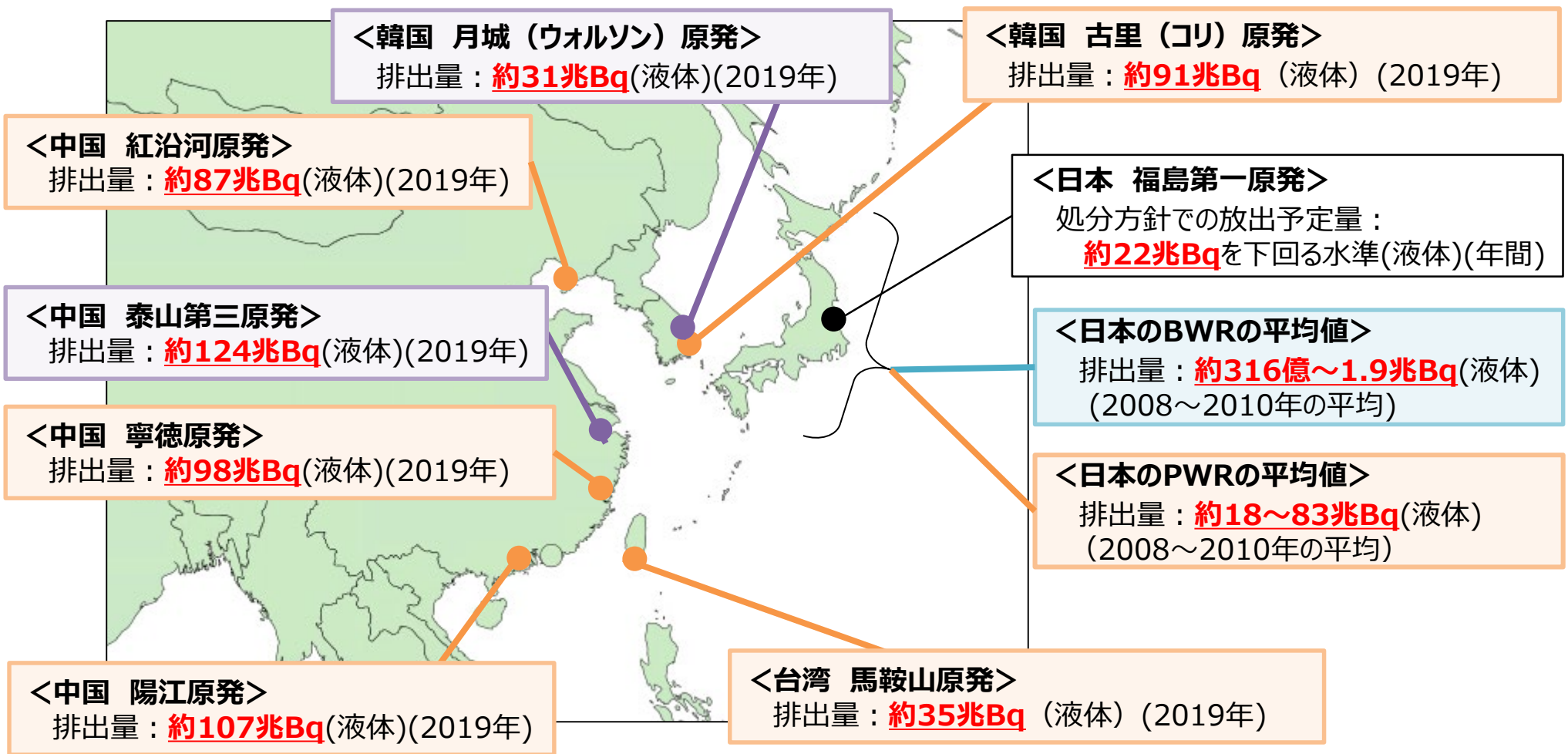
出典：英国：Radioactivity in Food and the Environment, 2019
 カナダ：Canadian National Report for the Convention on Nuclear Safety
 フランス：トリチウム白書
 その他の国・地域：電力事業者の報告書より作成

※枠内の数値はトリチウム放出量を示す。

BWR or ABWR	再処理施設
PWR	CANDU or HWR
AGR	

<参考> 1兆Bq≒約0.019g (トリチウム水)

(参考) トリチウムの年間処分量 ～近隣アジア諸国の例～



BWR (沸騰水型原子炉)

PWR (加圧水型軽水炉)

カナダ型重水炉

トリチウム以外の核種の浄化処理

- ◇ 放射性物質は、存在そのものが問題なのではなく、人体や環境に影響を与えない水準（=規制基準以下）であることが重要。
- ◇ 規制基準は、事故炉か通常炉かを問わず、含まれるすべての核種の放射線影響の合計で判断。（核種や個数の問題ではなく、ヒトへの影響に換算した合計値で判断）
- ◇ すべてのタンクの水（計125万トン）の7割には、トリチウム以外の核種が規制基準以上含まれる。これらは処分前に再度ALPSを使い、規制基準以下まで確実に浄化する。

タンク内のすべての水 = 125万トン

3割：トリチウム以外浄化処理済

7割：トリチウム以外の核種が規制基準以上に残存

※最近2年半に浄化した水はすべて規制基準以下にできている。

（参考）再浄化の性能試験前後の比較事例

（出典：多核種除去設備等処理水の二次処理性能確認試験の状況について 東京電力 R2.12.24）

トリチウム以外の核種の例

核種名	規制基準値を1とした場合の値	
	再浄化前	再浄化後
コバルト60	0.18	0.0017
セシウム137	6.7	0.0021
ストロンチウム90	2155	0.0012
ヨウ素129	3.3	0.13
トリチウム以外の核種の合計値	2406	0.35

通常炉排水にも含まれる核種	コバルト、マンガンなど
事故炉（再処理工場）特有の核種	セシウム・ストロンチウム・ヨウ素など

事故炉に特有の核種も含めて再浄化。
トリチウムを除く核種の放射線影響の合計が、
規制基準値以下まで浄化することを確認。
さらに100倍以上に希釈して放出。

ここからさらに希釈により100分の1以下に下げる。
 （トリチウム以外の核種の合計値は0.0035以下となる。）

◇ タンクに貯めた水のうち、放出基準を上回る放射性物質を含むものについては、規制基準値を下回るまですべて再浄化。

◇ 更に、トリチウムに併せて希釈することにより、放出時には規制基準値の1/100未満に。

東京電力によるALPS二次処理の結果

【東京電力による性能試験の結果 2020年12月24日】

- 二次処理後の浄化対象62核種（トリチウムは含まない）と炭素14について分析。
（①比較的濃度の高いタンク、②比較的濃度の低いタンクを対象とした性能試験を実施。）

【二次処理試験の結果（数値は規制基準値に対する濃度の比率）】

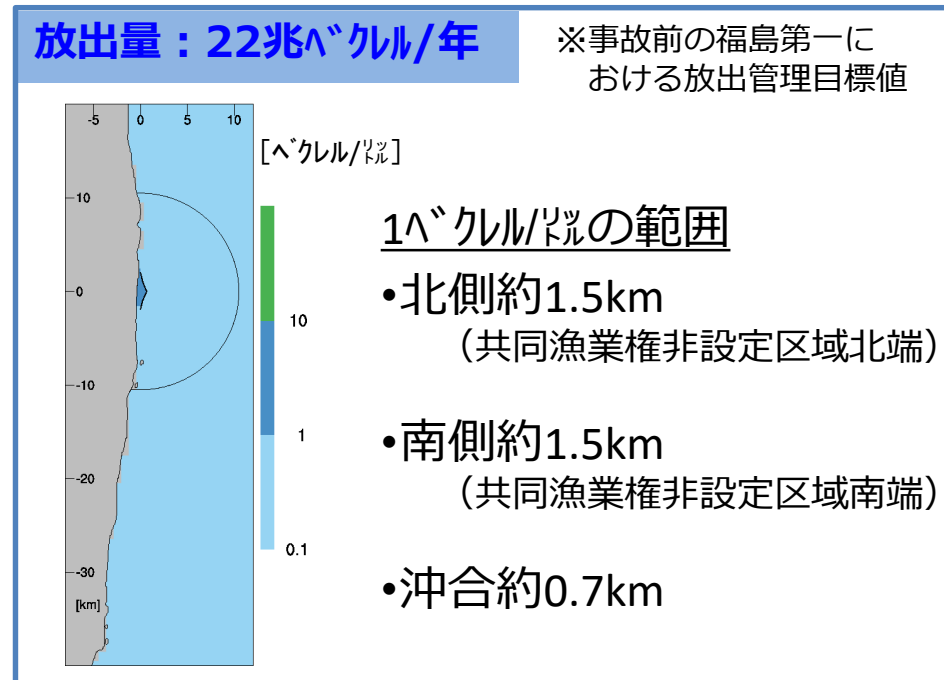
	再浄化前の 放射性物質濃度		再浄化後の 放射性物質濃度
比較的濃度の高いタンク	2, 406倍	⇒	0.35倍
比較的濃度の低いタンク	387倍	⇒	0.22倍

※トリチウムは除いた数値

→ 規制基準を十分に下回るだけの浄化能力があることを確認。

海洋放出した場合のシミュレーション

- ◇ 東京電力は、海洋放出した場合のシミュレーションを実施。
- ◇ 放出後、直ちに海洋で拡散されるため、仮に年間に22兆ベクレルのトリチウムを放出した場合、放射線濃度がバックグラウンドと同レベル（規制基準の1万分の1程度）を超える海域は、放出場所の近傍のエリアに限定。



⇒ バックグラウンドレベル（0.5～1ベクレル/ℓ）を超えるエリアについても、WHO飲料水基準（10,000ベクレル/ℓ）と比較して十分小さいことに留意。

4月13日

- 日本は、2011年の事故以来、福島第一原発に保管されていた処理水の処分方法を発表した。私（グロッシー）は、この重要な発表を歓迎する。
- これは、福島第一の廃炉に向けた重要なステップである。日本の要請をうけて、IAEAは、（日本の）計画の安全かつ透明性をもった実施をレビューする技術的支援を提供する準備ができています。
- 我々は、水の処分前、処分中、処分後において、日本と緊密にやり取りをしていく。例えば、我々は日本への安全レビューミッション派遣や、現地での環境モニタリングを支援するつもりである。
- 我々の協力は一日本国内外において一、水の処分が環境や人体の健康に悪影響を及ぼさないという信頼の醸成を助けることになるであろう。日本が選択した方法は、水の量の多さにおいて、特有であり、複雑でもあるが、技術的に実現可能であり、国際慣行に沿っている。
- 水の管理された海洋放出は、世界各地の稼働中の原子力発電所にて、日常的に行われている。これらは、厳格な安全・環境基準に則して、確固たる規制当局の管理のもとで実施されている。
- 私は、この決定を実施するにあたり、日本がすべての関係者と、透明で開かれたやり取りを継続するであろうと確信している。IAEAは、技術的・客観的・不偏的な権限に沿ったあらゆる可能な支援を行う。



国際原子力機関（IAEA） グロッシー事務局長

処理水の処分方法を決定したという日本の発表を歓迎。IAEAは、安全かつ透明性を有した計画実施のために、監視とレビューの技術支援を提供する準備がある。日本が選択した処分方法は、技術的に実現可能であり、国際慣行に沿ったもの。管理された形での海洋放出は、安全性と環境影響評価に基づく規制当局の認可の下で、世界及び地域で稼働する原子力発電所から日常的に行われている。【4/13ビデオメッセージ】

経済協力開発機構/原子力機関(OECD/NEA) (マグウッド事務局長)

処理水処分に関する決定は、廃炉に向けた極めて重要なステップ。この技術的選択肢は、広範で科学的なコンセンサスを反映したものであり、他の国際的な科学コミュニティがこれまで何度も留意してきたもの。本決定が、安全性を最優先とし、科学的・技術的根拠に基づいて行われれば、それは世界の経験と知識の一部となる。【4/13声明】

米国

(ブリンケン 国務長官)

処理水の処分を決定するにあたり、日本の透明性ある取組に感謝。日本政府とIAEAの継続した連携を期待。【4/13Twitter】

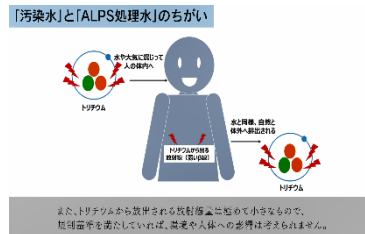
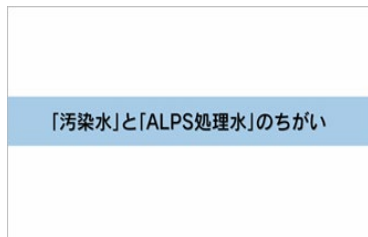
(プライス 米国務省報道官)

日本は、選択肢と影響を比較検討し、決定にあたり透明性を確保しつつ、国際的に容認されている原子力安全基準に合致する処分方法を選択。【4/13プレス声明】

(食品医薬品局(FDA))

海洋放出が、日本から輸入されてくる食品や米国の沿岸で漁獲される海産物を含む、米国の国産食品の安全性に与える影響はないと考える。【4/14プレス声明】

- ◇ **国内の消費者等や風評を受け得る事業者**に対し、**理解を深める取組**を様々な手段で実施
 - ✓ 水産物等の放射性物質モニタリング等を実施し、発信。
 - ✓ 生産・加工・流通・消費のそれぞれの段階において理解を得る取組を重点的に実施
- ◇ **海外に対しても、海洋放出が国際的な慣行に沿ったものであり、安全性が確保されていることを科学的なデータとともに情報発信**
 - ✓ IAEAや経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA）などの国際機関による協力
 - ✓ 日々のモニタリングなどで得られる各種データについて、海外の関係者も確認できる情報公開



解説動画「ALPS処理水に関するお知らせ」(YouTube)



リーフレット「ALPS処理水の海洋放出による風評影響への対応」

サブドレン・地下水ドレンの運用目標等

単位：ベクレル/リットル

運用目標	セシウム134	セシウム137	全ベータ	トリチウム
運用目標	1	1	3 (1) ※1	1,500
法令指示濃度※2	60	90	30 ※3	60,000
WHO飲料水 水質ガイドライン	10	10	10 ※3	10,000

※1 10日に1回程度の頻度で1ベクレル/リットル。
 ※2 告示濃度の水を毎日約2リットル飲んだ場合、年間概ね約1ミリシーベルト。
 ※3 全ベータ値と相関性の高いストロンチウム90の値。

水質の詳細分析結果

2021年1月2日採取分
 2020年12月1日採取分

2021年までの水質分析結果、サブドレン

モニタリングデータの公表



IAEAサイドイベント(写真は2019年)

(参考) 諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和が進んでいる

◇ 福島第一原発事故後に54か国・地域が輸入規制を設けたが、その後、40カ国・地域が完全撤廃。

◇ 引き続き、政府を挙げて働きかけており、その他の国・地域でも緩和が進んでいる。

諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況 (2021年6月現在)

規制措置の内容／国・地域数			
事故後に 輸入規制 を措置	規制措置を完全撤廃した国・地域		40
	輸入規制を継続 して措置	一部又は全ての都道府県を対象に 検査証明書等を要求 (EU、英国など)	8
		一部の都県等を対象に輸入停止 (中国、韓国、米国など)	6
54	14		

<最近の規制撤廃・緩和の例>

2021年	5月	シンガポール	規制撤廃
	1月	イスラエル	規制撤廃
2020年	12月	レバノン・UAE	規制撤廃
	11月	エジプト	規制撤廃
	9月	モロッコ	規制撤廃
	1~2月	インドネシア	検査証明書を一部不要に
	1月	フィリピン	規制撤廃

◇ 経済産業省・復興庁が、情報発信及び風評払拭に向けた取組について、予算を確保 (新規または増額) し、連携して実施。

<復興庁の取組>

風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円)

国による国内外に向けた情報発信(20億円の内数)

- 各種メディア等を活用した国内向け風評払拭・放射線リスク等に関する情報発信
- 処理水についてわかりやすく説明する効果的なコンテンツの作成及びマスメディアを活用した広報
- 風評に関する専門家等を活用した情勢分析・発信
- 外国人向けポータルサイト等による風評払拭事業
- 海外における福島県産食品の安全性PRの実施
- 各国の実情を踏まえた効果的な発信

<経済産業省の取組>

原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報(5億円)

- ① ALPS処理水について、その安全性や国内外の原子力施設における処理水の取扱いの現状などを解説するパンフレットや動画といった広報コンテンツの制作及び発信を実施
- ② 国内の消費者や流通・小売関係者など多層的な方々に対するイベント・説明会の開催
- ③ 英語をはじめとした外国語での広報コンテンツの発信を実施 他

⇒ 風評対策の観点からは、特に消費者の方々に正確な情報を伝え、理解いただくことが重要。海外や福島県外の大消費地など向けの広報を強化していく。

例) Youtube、公共交通機関での動画広告、ラジオ放送、タウン誌や主婦層向けアプリなど、様々な手段を用いた情報発信、県産品の販売促進イベント、地元関係者への説明会、海外イベントにおけるブース出展 などを検討

◇ 風評影響を最大限抑制するための生産・流通・消費対策を講じる

- 生産・流通・消費の各段階で理解を得ることにより風評を払拭
- 福島県及びその隣県等の水産業をはじめ、関係産業に風評影響が生じる場合、地元及び海外を含めた主要消費地での販路拡大・開拓を支援（その際、経済界や関係団体の支援も得ながら実施）

◇ なお、福島の水産業については、本格操業に移行中であることも踏まえ、取り組みを強化する。

① 「常磐もの」の生産支援

おいしく、新鮮な「常磐もの」の水揚量拡大（※震災前の5割が目標(2025年)）に向け、**福島県の漁業者**を支援

- 福島の水産業者支援措置の延長・拡充・創設
（「がんばる漁業復興支援事業」の期限延長、共同利用設備の支援措置の復活など）

② 地元における流通支援

活きの良い「常磐もの」の地元流通を支援

- 仲買・加工業者支援
- 福島相双復興推進機構による水産関係の仲買・加工業者等の支援

③ 水産物の消費喚起

「常磐もの」など水産物の消費を刺激し、新規需要を開拓

- 国内外への情報提供・リスクコミュニケーションの充実
- 首都圏大手小売など販路拡大

◇ 福島県沖で漁獲される「常磐もの」の復活に向けて、生産・流通・消費のサプライチェーン各段階を切れ目なく支援。

① 水揚げを増やす

【現状】

- ・ 試験操業中は、漁業者の水揚量が減少。（震災前の1/6：2.6万トン→4,532トン）
- ・ 福島県産水産物の全ての魚種の出荷制限は、2020年2月に一旦解除。2021年4月、クロソイについて出荷制限。
- ・ 高級魚種（ヒラメ）が獲れる漁場。価格も戻りつつある。
- ・ 2021年4月に試験操業を終了し、本格操業に向けて段階的に操業を拡大中。

【課題】

1) 本格操業に向けた生産基盤の安定的な確保に向けた対応

- ・ 漁獲量を回復及び消費地への供給増
- ・ 収益性の高い操業体制への転換

2) 水揚げ増により、値崩れ・売れ残りが生じうる不安への対応

- ・ 魚を鮮度良く出荷し、適正に値付けされるような、陸側の受入体制や流通の整備
（例：荷捌き施設、仲買人による流通体制）
- ・ 全国の消費者に向けた消費喚起

【支援の方向性】

1) 収益性の高い操業体制の構築

- ・ 漁獲量の回復に向けた取組（がんばる漁業）で、漁船の減価償却費、修繕費、人件費などの経費を支援。
- ・ 経営体質強化のための漁業用機器（LED集魚灯、漁船用エンジン等）導入支援

2) 荷捌き受入体制の整備

- ・ 荷捌き施設など、共同利用施設の整備を支援
- ※仲買人の体制強化・販路拡大、消費喚起は次ページ以降

② 地元における流通のボトルネック解消

【現状】

- ・ 水揚量が少なく、獲った魚を処理・加工・売却する仲買業者が激減。（震災前の1/7：205人→26人）
- ・ 水揚量の少なさに加え、産地市場と消費地市場の価格差が小さく、残る仲買人も、体制や経営体力が悪化。

【課題】

- 1) 仲買人の体制や経営体力の強化に向けた対応
 - ・ 運転資金や設備導入への支援
（運転資金の例：人件費・発泡スチロール・氷・光熱費・輸送費）
- 2) 福島県産品の流通量を増やすとともに、福島県産品を選んでもらうための対応
 - ・ 産地市場からの仕入れの増加・平準化
 - ・ 地元スーパー等とのコンスタントな取引拡大など、販路開拓・拡大
 - ・ おいしさや鮮度を訴求できる商品を開発・出荷
- 3) 流通段階における「安全」に対する不安の払拭
 - ・ 安全に対する不安による取引回避の防止
（例：消費地市場の取引先である卸売（荷受）に、安全性に関する説明会を開催する等）

【対応の方向性】

- 1) 2) 仲買・加工業者の経営体力を強化
 - ・ 浜通り15市町村の仲買・加工業者を相双機構が個別訪問し、課題に応じて支援
- 1) 2) 仲買・加工業者の販売力を強化
＜多様な販売ルートを開拓・拡大＞
 - ・ 高鮮度・高品質な販路拡大モデル事業を支援
（人件費等、事業実施に要する経費を支援）
 - ・ 大消費地での商談会開催等を支援
- ＜高鮮度・高品質な加工品を供給＞
 - ・ 相双機構が商品開発支援（6次産業化など）
 - ・ 冷凍機器など加工機器の導入費を支援
 - ・ 他産地からの原料輸送費を支援
- 3) 流通段階における安全性の広報・理解醸成
 - ・ 放射性物質調査を継続、検査結果の情報発信
 - ・ 流通実態調査を踏まえた指導を継続

③ 全国の消費者に向けた消費喚起

【課題】

1) 「安全」に対する不安の払拭に向けた対応

- ・安全性について、国内外の消費者に対して、情報提供やリスクコミュニケーション

2) 購買機会を増やし、福島県産品を選んでもらうための対応

- ・地元を含めた消費地市場における販路拡大や用途拡大の取組の促進、常設棚の回復
- ・おいしさや鮮度を訴求できる、広報やフェアの開催や商品開発

【対応の方向性】

1) 安全性の発信

- ・放射性物質調査を継続、検査結果の情報発信
- ・市場関係者や流通業者・小売事業者に対する説明会・理解醸成活動の継続

1) 2) 購買機会の増大・商品開発による魅力訴求 ＜購買機会の増大＞

- ・専門販売員・常設棚の拡大に向けた取組
 - －「福島鮮魚便」の拡充
 - －地元や首都圏のスーパーでの取扱拡大
- ・外食店を活用したフェア開催
- ・インターネット通販など、県産品の販売促進
- ・ふくしま応援企業ネットワークの継続
(社員食堂等での活用、企業マルシェ等)

＜商品開発・用途拡大、おいしさや魅力の発信＞

- ・地元生産者や地元シェフと連携したメニュー開発
- ・消費者向けの情報発信、プロモーション展開

- ◇ 福島県の観光・商工業、農林業等についても、交流人口拡大による来訪者への販売促進や移住・定住の促進及び農産物等の販売促進等、本格的な復興に向けた対策を講じていく。

福島県農林産品の販促・15市町村を中心とした来訪・消費喚起

<農林業（福島県）>

- ① **GAP認証**の取得、海外を含む**販路拡大**と**需要の喚起**、**高付加価値化**による**ブランド力の向上**等を支援

<商工・観光業（福島県）>

- ① 浜通り地域等15市町村に域外からの消費を呼び込むため、a)福島県への**来訪**、b)来訪者に対する**販売促進**、c)ECサイトや福島産品の**販促開拓**、d)**商品開発**や**海外展開**、等を支援。中小機構やJETROなどの関係機関も活用。
- ② 福島浜通りの交流人口拡大を通じた域内消費喚起と産業復興の加速化に向け、**プロジェクトの創出の場の立上げ**や、**個別プロジェクトの開発支援**等を進める。また、新たに「**福島浜通り地域等交流人口・域内消費拡大協議会（仮称）**」を立ち上げ、目指すべき将来像や対応策等をまとめる。

<その他（福島県）>

- ① **福島県内の市町村等**による、創意工夫を凝らした**地域の魅力向上・発信**や**風評払拭の取組**を新たに支援。

機動的な賠償の実施

◇セーフティネットとして機能する賠償により機動的に対応するよう、以下の観点から東京電力を指導。

①被害の実態に見合った必要十分な賠償

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等における風評被害賠償の基本的な考え方を踏まえ、**賠償期間、地域、業種を画一的に限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償**を迅速かつ適切に実施。

②丁寧な説明と理解醸成

ALPS処理水の海洋放出までの間に、**風評被害を懸念する利害関係者に対し、風評が生じた場合における賠償の方針等を丁寧に説明し、理解を得る。**

③被害者に寄り添った対応

客観的な統計データの分析等により、ALPS処理水による風評の影響を合理的かつ柔軟に推認するなど、損害に関する**立証の負担を一方的に被害者に寄せることなく、被害者に寄り添った迅速な対応**を実施。

原賠審における調査等

◇ALPS処理水の海洋放出後、風評被害が生じた場合には、**原子力損害賠償紛争審査会で必要に応じて調査・審議を行うことを検討。**